

都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線
(桜駅～本星崎駅間連続立体交差)

環境影響評価方法書

(鉄道の建設)

令和元年12月

名古屋市

はじめに

本環境影響評価方法書は、「名古屋市環境影響評価条例」(平成 10 年名古屋市条例第 40 号)第 9 条第 1 項に基づき、平成 30 年 12 月 26 日に名古屋市に提出した「(仮称)都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線(山崎川～天白川間連続立体交差)計画段階環境配慮書」(名古屋市、平成 30 年 12 月)に対する市民等の意見及び市長の意見を踏まえ、対象事業の目的、調査、予測及び評価を行う手法、環境の保全のために配慮した内容等についてとりまとめたものである。

目 次

第 1 章	事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1-1(1)
第 2 章	対象事業の名称、目的及び内容	2-1(2)
2-1	事業の名称及び種類	2-1(2)
2-2	事業の目的及び経緯	2-1(2)
2-3	対象事業の内容	2-5(6)
第 3 章	対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容	3-1(16)
3-1	事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮	3-1(16)
3-2	建設作業時を想定した配慮	3-2(17)
3-3	施設の存在・供用時を想定した配慮	3-3(18)
第 4 章	対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況	4-1(19)
4-1	自然的状況	4-4(22)
4-2	社会的状況	4-66(84)
第 5 章	対象事業に係る環境影響評価の項目	5-1(122)
5-1	環境に影響を及ぼす行為・要因の把握	5-1(122)
5-2	影響を受ける環境要素の抽出	5-1(122)
第 6 章	調査、予測及び評価の手法	6-1(126)
6-1	調査及び予測	6-1(126)
6-2	環境の保全のための措置の検討	6-16(141)
6-3	評価	6-16(141)
第 7 章	環境影響評価手法の概要	7-1(142)
第 8 章	環境影響評価の手続に関する事項	8-1(144)
8-1	環境影響評価の手順及び方法書作成までの経緯	8-1(144)
8-2	配慮書に対する意見と見解	8-3(146)
資料編		資-1(173)
用語解説		用-1(197)

＜略 称＞

以下に示す名称等については、略称を用いた。

名称、法律等	略称
名古屋鉄道	名鉄
近畿日本鉄道	近鉄
東海旅客鉄道	JR
名古屋市高速鉄道	地下鉄
地域特性を把握する範囲	調査地域
大気汚染常時監視測定局	常監局
一般環境大気測定局	一般局
自動車排出ガス測定局	自排局
「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年愛知県条例第 7 号)	愛知県生活環境保全条例
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)	名古屋市環境保全条例
「名古屋市環境基本条例」(平成 8 年名古屋市条例第 6 号) 第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく、大気の汚染、水質の汚濁等に係る環境上の条件について、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値	環境目標値
事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因	影響要因
計画段階環境配慮書	配慮書

＜道路名＞

主な道路に対応する都市計画道路名と踏切名は下記の通りである。

道路名	都市計画道路名	踏切名
県道岩崎名古屋線	中根町線	(立体交差)
市道平針名古屋港線	—	桜 7 号
市道水車呼続町線	—	桜 6 号
市道宮崎通線	豊田新屋敷線	桜 5 号
市道東海橋線	東海橋線	桜 2 号
県道緑瑞穂線	笠寺緑線	本笠寺 1 号
市道名古屋環状線	名古屋環状線	(立体交差)
市道鳴海名古屋港線	弦月宝生線	(立体交差)
県道笠寺星崎線	—	本星崎 1 号
県道諸輪名古屋線	星崎鳴海線	鳴海 8 号